障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく

障害者活躍推進計画

坂祝町教育委員会

令和７年４月１日

目　次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅰ．計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅱ．目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅲ．取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅰ．計画策定にあたって

１．趣旨

障がい者の活躍の場の拡大のための取組を不断に実施する等、自律的なＰＤＣＡサイクルを確立できるよう、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第３６号）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第７条の３第１項の規定に基づき、障害者活躍推進計画を策定するものとする。

２．機関名　　坂祝町教育委員会

３．任命権者　教育長　渡辺　英哉

４．計画期間　令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで（５年間）

５．坂祝町教育委員会における障がい者雇用に関する課題

坂祝町教育委員会においては、小規模な機関であり、これまでに法定雇用率から障がい者に限定した募集・採用は行っていない。

今後、障がい者雇用に対応するため、組織的な体制整備や各種取組等が必要である。

Ⅱ．目標

１．採用に関する目標

実質雇用率　　令和　６年６月１日時点 2.8％

目標実質雇用率　令和１１年６月１日時点 3.0％

（毎年の任命状況調査通報により把握・進捗管理）

２．定着に関する目標

定着率　令和　６年６月１日時点 100%

令和１１年６月１日時点 100%

Ⅲ．取組内容

１．障がい者の活躍を促進する体制整備

①障害者雇用推進者として、教育課長を選任する。

②障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、館内掲示等で周知する。

③障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合（５人以上の障がい者を雇用）には、３箇月以内に選任するとともに、選任しようとする者が資格要件を満たさない場合は、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

２．障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

３．障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

①相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

②募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。

・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。

・自力で通勤できることといった条件を設定する。

・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

４．その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。